

平成31年第1回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 平成31年 1 月 17 日 (木)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言15時30分 閉会宣言15時40分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	石井幸二
委員	岡本英明	委員	青沼拓代
委員	高見真由美		

5. 欠席者は次のとおりです。

無し

6. 遅刻者は次のとおりです。

無し

7. 早退者は次のとおりです。

無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	原田賢一	生涯学習課主幹	三浦厚
学校教育Gr総括主査	新輪誠一	学校教育Gr主査	小泉めぐみ
学校教育Gr主査	阿部由美子	教育支援専門員	中村信之

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第1号	学校等廃止届出書の提出について
議案第2号	清里町立小学校及び中学校通学区域規則の一部を改正する規則

10. 議事の経過

別紙

# 第1回清里町教育委員会会議 議事録

平成31年1月17日(木)

議 長	<p>ただいまから、平成31年 第1回 清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、岡本委員 と 高見委員 を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第1号 学校等廃止届出書の提出について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただいま上程されました、議案第1号 学校等廃止届出書の提出について提案理由の説明をいたします。</p> <p>本件につきましては、昨年9月の第4回清里町議会定例会において、学校設置条例が改正され、本年3月31日をもって廃止することに決定した、光岳小学校の廃止届を、学校教育法施行令第25条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて北海道教育委員会に提出するものであります。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>本委員会における議決後、明日18日付けの文書にて届出書の提出をいたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>こちらは光岳小学校廃止に際しての廃止事由、廃止時期及び廃止後の児童の措置方法になります。</p> <p>1は廃止する学校名および所在地</p> <p>2は廃止事由であり、光岳小学校の歴史、児童数の状況、廃校することになった経緯等を記載しております。</p> <p>3は廃止する時期</p> <p>4は廃止後の児童の処置方法として、通学に対する支援内容を記載しております。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>こちらは昨年9月の町議会における学校設置条例の一部を改正する条例の議決書の写しですので、添付資料として提出いたします。</p> <p>以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから質疑を行います。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第1号 学校等廃止届出書の提出について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号 学校等廃止届出書の提出について は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第2号 清里町立小学校及び中学校通学区域規則の一部を改正する規則 を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただいま上程されました、議案第2号 清里町立小学校及び中学校通学区域規則の一部を改正する規則 について、提案理由の説明をいたします。</p> <p>本件につきましては、本年3月末をもって閉校する光岳小学校の通学区域に保護者が住所を有する児童の入学すべき学校を清里小学校に変更するものです。</p> <p>次のページをお開きください。新旧対照表によりご説明いたします。</p> <p>右側の改正前の、学校名「光岳小学校」及び通学区域「神威(神威東地区を除く。)、札弦町、川向」を削除し、左側、改正後の学校名「清里小学校」の通学区域を「清里町の全域」に改めます。</p> <p>附則は施行期日を定めるもので、平成31年4月1日といたします。</p> <p>以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第2号 清里町立小学校及び中学校通学区域規則の一部を改正する規則 を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号 清里町立小学校及び中学校通学区域規則の一部を改正する規則 は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>本会議に付された案件は、以上で終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉会いたします。</p>